

一般競争入札仕様等に関する回答書

令和7年9月12日

福島県知事 内堀 雅雄

物品等の名称	福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気
質 問 事 項	
1 【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（東北電力株式会社様）の供給開始時の約款に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。 2 【燃料費（等）調整単価の請求書表示について】 弊社が落札となった場合、みなし小売電気事業者（東北電力株式会社様）が公表している燃料費調整単価とその他調整額（市場価格調整単価等）を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。 3 【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。 4 【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。 5 【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することが出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 6 【請求書の発行について②】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 7 【契約電力について】 現在の契約電力は、仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 8 【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。 9 【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。 10 【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。 11 【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。 12 【契約保証金の免除について】 契約保証金免除規定に該当する場合、入札保証金納付免除申請と併せて提出して	

いる契約書の写しで判断していただけるのでしょうか。

別途手続きや提出書類が必要な場合はご教示ください。

13 【契約違約金について】

発注者側による諸事業により契約途中での解約等が発生した際に、事前に仕様書、契約書等に記載のない場合、違約金の発生が生じる可能性があります。ご了承くださいませでしょうか。

14 入札対象施設の現供給者を教えてください。(切替時に必要となります。)

最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませか。

15 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。

また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。

16 各施設の現在の計量日を教えてください。

17 現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。

18 計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承くださいませか。

(例: 使用期間が 3/1~3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00)

19 蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませか。

20 契約電力が 500kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。

契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。

契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。

21 1年以内に協議により契約電力を 500kW 未満の値に減少した施設はございますか。

その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。

「契約電力を減少された日以降 12 月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」

22 弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。

23 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例: 庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。

ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。

なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。

24 経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承くださいませでしょうか。

25 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者(東北電力株式会社)が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。

これについては弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても応札時点の算定諸元を契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。

※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値及び算定式の事であ

り、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇〇円）を固定するお願いではありません。

26 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。

27 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。

28 入札書に記載する日付に指定はございますか。

29 入札書を郵送しますが、入札説明書 9（3）アに記載の、一般競争入札参加資格確認通知書は同封する必要がありますか。

30 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。

31 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1 年に満たないで契約を廃止される場合（または 1 年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後 1 年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。

32 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。

また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら併せて教えてください。

33 契約保証金免除のための提出書類を具体的に教えてくださいませんか。

34 自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。

35 弊社は、制限中止割引および災害時における特別措置（基本料金割引等）の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。

36 契約書案第 16 条（損害賠償）において、「乙は、本契約に定める事務を履行しないために甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。」との規定がありますが、これについては、弊社の責めに帰すべき事由により生じた損害についての規定との理解でよろしいでしょうか。

37 契約書案第 8 条に関して、弊社は一般送配電事業者の東北電力ネットワーク株式会社より計量通知を受けるため、計量値を受領後、使用電力量等のデータ提供を、web 上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、検査についてはこちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。

38 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてくださいませんか。

39 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。

40 自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。

41 現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。

（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）

42 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。

43 請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承い

ただけますでしょうか。

- 44 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。
- 45 計量日が 1 日以外の場合は、年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の 2 回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。
- 46 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。
- 47 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。
- 48 自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。
- 49 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
- 50 入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。
- 51 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。
- 52 弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。
ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。
- 53 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。
- 54 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。
- 55 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第 2 位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 56 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
- 57 契約保証金について、免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。
- 58 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。
- 59 契約書第 8 条（計量及び検査）弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。
- 60 個人情報取扱特記事項第 10 条に記載の内容は、本入札においても対象となる内容でしょうか。視察や監査等についてどのような場合に行われるものでしょうか。
- 61 弊社は蓄熱割引の対応は行っておりません。ご了承いただけますでしょうか。
- 62 内訳書の計算方法について、③入札金額を算定する際の端数処理についてご教示

ください。また、入札書には、③の入札金額を記載するという認識で間違いないでしょうか。 63 その他割引・割増がない場合は、〇〇割引額（円）の項目は空欄、もしくは野線、ゼロ表記等指定がございましたらご教示ください。 64 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。 65 東北電力の電気標準約款にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。 66 「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費等調整を行わないこと」を認める可能性はありますでしょうか。 67 契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、弊社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。 68 弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。 69 電気料金を調達者様と使用者様（自動販売機業者様等）とで、分割して支払う契約はございますか。 70 各需要場所に置いて、契約期間中に、トランス増設や受電設備の変更など契約電力に影響がある工事の予定はございますか。 71 郵便にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。 72 入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求することは可能でしょうか。 73 委任者から受任者への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者で提出することは可能でしょうか。 74 各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。 75 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。 76 委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和8年11月30日と記載してよろしいでしょうか。 77 入札書（様式4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し、代表者の押印は不要でしょうか。 78 一般電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。 79 一般電気事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。 80 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設について1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	回 答 事 項
1 差し支えありません。	

- 2 差し支えありません。
- 3 差し支えありません。
- 4 差し支えありません。
- 5 差し支えありません。
- 6 差し支えありません。
- 7 仕様書別紙 2 には、予想される令和 7 年 12 月時点の契約電力を記載しております。
現在の契約電力（7 月使用時点）は以下のとおりです。

施設名	契約電力	施設名	契約電力
県北保健福祉事務所	181kw	浜児童相談所	31kw
県中保健福祉事務所	60kw	食肉衛生検査所	34kw
県南保健福祉事務所	51kw	動物愛護センター	27kw
会津保健福祉事務所	96kw	福島学園	80kw
南会津保健福祉事務所	33kw	大笹生学園	145kw
相双保健福祉事務所	35kw	総合療育センター	364kw
中央児童相談所	38kw	女性のための相談支援センター	33kw
県中児童相談所	67kw	衛生研究所	131kw

- 8 1 日です。
- 9 鈴与電力株式会社です。
- 10 差し支えありません。
- 11 差し支えありません。
- 12 入札保証金納付免除申請時に提出された書類が福島県財務規則第 229 条に該当する
か判断するための書類と重複する場合は、重複した資料について新たに提出を求める
ことはしません。
- 13 差し支えありません。
- 14 鈴与電力株式会社です。
最終保障契約ではありません。
必要書類の提出については、契約時別途協議します。
- 15 ありません。
仕様書別紙 1 のとおり設置してあります。
- 16 回答 8 に同じです。
- 17 該当しません。
- 18 差し支えありません。
- 19 差し支えありません。
- 20 差し支えありません。
差し支えありません。
契約書（案）内容の変更については、契約書（案）第 11 条又は第 19 条により協議
します。
- 21 ありません。
- 22 差し支えありません。
- 23 ありません。
- 24 差し支えありません。
- 25 契約時別途協議します。
- 26 契約書（案）第 11 条により協議します。
- 27 契約書（案）第 19 条により協議します。
- 28 提出日を記載してください。
- 29 同封の必要はありません。
- 30 差し支えありません。
- 31 差し支えありません。
- 32 現時点において、以下のとおり予定しております。なお、工事概要は、今後変更と
なる可能性もありますのでご了承ください。

施設名	工事概要
-----	------

県中保健福祉事務所	キュービクル工事（Ｒ７年度）
県南保健福祉事務所	受変電設備更新工事（Ｒ７年度）
南会津保健福祉事務所	受変電設備更新工事（Ｒ８年度）

33 福島県財務規則第 229 条のとおりですが、該当する可能性が見込まれる条項としては、同条第 1 項第 2 号、第 4 号があげられると思料します。

第 2 号に該当する場合は、履行保証保険契約を締結したことを証する書面を、第 4 号に該当する場合は、過去 2 年間に国、地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことが分かる書類を提出していただくことになります。

34 ありません。

35 差し支えありません。

36 ご認識のとおりです。

37 差し支えありません。

38 落札者等の公示は、落札者を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に福島県報に落札者の氏名及び住所並びに落札金額等を掲載します。併せて、福島県ホームページの保健福祉部入札情報に落札者、落札額及び入札参加者とその入札額を掲載します。

39 回答 28 に同じです。

40 ありません。

41 契約時別途協議します。

42 差し支えありません。

43 差し支えありません。

44 差し支えありません。

45 該当ありません。

46 差し支えありません。

47 ご認識のとおりです。

48 仕様書別紙 1 のとおり設置してあります。

49 契約書（案）第 19 条により協議します。

50 ありません。

51 仕様書 3 のとおり当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件により算出してください。

52 契約単価等の変更は、契約書（案）第 11 条により協議します。

53 仕様書 3 のとおりです。

54 開札日に落札者を決定します。

55 電気料金の算定は、契約書（案）第 10 条第 2 項によります。

56 契約書（案）第 11 条により協議します。

57 入札保証金免除と同様の書類が必要になり、入札保証金納付免除申請時に提出された書類が福島県財務規則第 229 条に該当するか判断するための書類と重複する場合は、重複した資料について新たに提出を求めることはしません。書類が必要となった場合は、開札後別途ご連絡します。

58 契約時別途協議します。

59 差し支えありません。

60 対象になります。必要に応じて行います。

61 差し支えありません。

62 内訳書の留意事項のとおり税抜額③＋消費税（１円未満切捨て）④＝②（①の１円未満切捨て）になります。

ご認識のとおり③入札金額を入札書に記載します。

63 指定ありませんが、空欄で結構です。

64 当該入札は単価契約になります。契約単価等の変更は契約書（案）第 11 条により協議します。

65 差し支えありません。

- 66 仕様書 3 のとおりです。
- 67 契約締結後の契約単価等の変更は、契約書（案）第 11 条により協議します。
- 68 契約時別途協議します。
- 69 ありません。
- 70 回答 32 に同じです。
- 71 落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能です。開札時は落札者の情報（社名、入札金額）のみ発表します。
また、入札結果はホームページに掲載します。
- 72 契約書（案）第 10 条第 2 項によります。
- 73 可能です。なお、委任状を提出した後は、委任事項については原則代理人（受任者）名で行うこととなります。
- 74 提出日を記載してください。
- 75 封筒への押印は不要です。
- 76 差し支えありません。
- 77 代表者氏名は、代表者氏名を記載し、復代理人の記名及び押印があれば代表者の押印は不要です。
- 78 契約書（案）第 11 条により協議します。
- 79 契約書（案）第 11 条により協議します。
- 80 ありません。